

「東京都における持続可能な死因究明体制の推進」の取組状況

資料 6

令和元年9月策定(参考資料1)

項目		方向性	現在の状況
1 東京都監察医務院の体制強化	(1)23区での検案・解剖	<ul style="list-style-type: none"> ○ 十分な死因究明を行っていくため、監察医務院での解剖割合については、早期に30%の達成を目指す。 ○ 社会の高齢化に伴い、死亡数が増加する状況下においても23区内の適切な検案・解剖業務を安定的に実施するとともに、体制拡充のために常勤監察医の計画的な採用を図っていく必要がある。また、監察医の補佐についても安定的な確保を進めるとともに、検査科については、病院経営本部と連携し、充実を図っていく必要がある。 ○ 多摩・島しょ地区の登録検案医のうち、一定の資格要件を満たす医師について、非常勤監察医として任用できるよう制度設計の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検案数は増加傾向、解剖数は検案精度の向上等により横ばい。 ○ 高齢社会に対応するため、引き続き、検案・解剖業務に従事する職員の安定的な確保が必要 <p>【資料1 東京都検案・解剖数の推移】 【資料2-1 東京都監察医務院における年次別検案・解剖件数】</p>
	(2)監察医等の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人材育成を監察医務院の重要な役割の一つとして位置づけ、監察医等の育成事業の充実を図る。(法医学セミナー、監察医実習、監察医務院見学会、登録検案医育成研修等の開催) ○ 大学の教育や研究に従事しながら、非常勤監察医としても都の死因究明業務に従事できるなど、大学と都の双方で活躍できる人材の確保が求められており、そのような医師を育成する都内大学を支援できる仕組みを検討する。 ○ 都は、多摩地域の登録検案医に死体検案研修(基礎編・上級編)の受講を勧めており、見学実習の受入について検討する。 ○ 「登録検案医育成研修」について、監察医制度の全都適用を視野に対象と内容を再検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年、「監察医研修」、「医療従事者等一般実習」、「司法警察職員等実習」、「検視官実習」、「検視官実務専科実習」を実施 <p>【資料3-1、3-2】東京都監察医務院における研修・実習実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CT設置等に関して、国の「死亡時画像診断システム等整備事業」を活用して支援<R5実績:2大学> ○ 人材確保は、国の責任のもと適切な対策を講じるよう、毎年、国に要望
	(3)法医学に関する専門的拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症が疑われる死体については、その死体を取り扱うこと自体にリスクが伴うが、解剖が必要な場合は、23区の事例に限定せず、感染のリスクに応じ、適切な搬送体制のもと、監察医務院で受け入れる体制整備の必要性を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新興感染症等は、CT検査を診断の一助とし、必要に応じて、特殊解剖室を利用して乾式解剖を実施している。
2 多摩地域の検案・解剖体制の確保	(1)検案医の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監察医務院の多摩班による検案活動の範囲を拡大するなど、活動効率を高める方策を検討する。 ○ 2大学の巡回検案に関しては、現状の担当地域を維持し、解剖を前提とした大学への持ち込み検案の件数を増やす。 ○ 区部の大学に対する多摩地域の検案業務への協力依頼を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度より、多摩地域の登録検案医確保及び検案業務サポート事業を実施<実績:検案業務サポート研修年4回、法医学ワークショップ年1回> ○ 登録検案医不在地域は、2大学が巡回検案を実施するとともに、近隣の地区医師会が協力して検案を実施 ○ 令和3年度に実施した法医学教室を有する大学に多摩地域の検案業務への協力に関するアンケート調査を参考に、検案・解剖業務の協定先の拡大に向けた調整を推進中
	(2)検案の精度の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の間、登録検案医が検案に従事するが、数年の猶予期間を設け、日本医師会死体検案研修の受講などの研修受講を、検案に従事するための要件とする。 ○ 多摩地域の検案精度を向上させるため、都が大学のCT設置を支援するとともに、CT撮影費用等大学の費用負担を考慮しつつ、CT利用を促す方策について検討し、読影方法など各大学との連携の中で監察医務院がこれまで蓄積してきた技術の共有を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度より多摩地域の登録検案医確保及び検案業務サポート事業を実施 ※再掲 ○ CT設置等に関して、国の「死亡時画像診断システム等整備事業」を活用して支援 ※再掲 ○ CT撮影の有用性について整理し、支援のあり方について検討中
	(3)解剖体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩班の検案により解剖が必要となったご遺体について、監察医務院でも解剖を担えるようにするためには、体制強化を図る必要がある。 ○ 2大学において検案・解剖を行いながら、非常勤監察医を兼務できる人材の育成・確保に向け、大学を支援する仕組みを検討する。 ○ 将来、監察医制度が全都適用された際の多摩・島しょ地域の行政解剖については、これまで多摩地域の解剖を支えてきた2大学の意向を尊重しながら、監察医務院と連携・協力して解剖業務を実施する体制の構築を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩地域における行政解剖は、慈恵医大及び杏林大で実施 ○ 監察医務院多摩班の検案により解剖が必要となったご遺体については、慈恵医大で解剖を実施しているが、場合により監察医務院に搬送して解剖を実施 ○ 高齢社会に対応するため、引き続き、検案・解剖業務に従事する職員を安定的に確保することが必要 ※再掲 ○ 監察医制度の全都適用及び人材確保について、国の責任のもと適切な対策を講じるよう、毎年、国に要望 ※再掲 ○ CT設置等に関して、国の「死亡時画像診断システム等整備事業」を活用して支援 ※再掲
3 死因究明によって得られた情報の収集・管理と発信		<ul style="list-style-type: none"> ○ 区部で使用されている「調査票」の項目について、段階的に多摩地域で導入するなど改善を検討する。 ○ 多摩・島しょ地域を含む公衆衛生情報の分析発信を監察医務院の重要な役割の一つとして位置づけ、効果的に分析・広報するための体制強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「調査票」は、令和5年度より多摩・島しょ地域でも導入 ○ 監察医務院において、毎年、公開講座を実施 <p>【資料8】東京都監察医務院と東京大学の共同研究について(熱中症対策)</p>